

委員および一般からのご意見

①委員から流域委員会への意見、指摘 (2007/8/9～2007/8/28 第 57 回委員会以降)

委員からの意見はありませんでした。

②一般からの流域委員会へのご意見 (2007/8/9～2007/8/28 第 57 回委員会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
775	酒井隆氏	07/8/27	「検証「防災の日」を向かえて！「津波 (TSUNAMI)」情報弱者 (流域関係住民) に視点を！」が寄せられました。別紙775-1をご参照下さい。
774	自然愛・環境問題研究所 代表 浅野隆彦氏	07/8/27	「『基本高水のペテン師組 (あるいは無知団)』＝確率統計学における河川局の煩悶」が寄せられました。別紙774-1をご参照下さい。
773	大和高原文化の会 小山公久氏	07/8/27	「淀川水系流域委員会 新委員の皆様 活躍ご期待しています。」が寄せられました。別紙773-1をご参照下さい。
772	酒井隆氏	07/8/17	「川を流域住民(あなた)がとりもどすための全国シンポジウム 徳島宣言 別紙」「川を流域住民(あなた)がとりもどすための全国シンポジウム 意見書 別紙」が寄せられました。別紙772-1をご参照下さい。
771	酒井隆氏	07/8/15	「淀川水系流域委員会 各位」が寄せられました。別紙771-1をご参照下さい。
770	酒井隆氏	07/8/13	「淀川水系流域委員会 各位」が寄せられました。別紙770-1をご参照下さい。

淀川水系流域委員会 各位

57回委員会で審議されました。現地視察について透明性、公開原則、情報共有、住民参加、関係流域住民意見聴取等により「現地視察」を公募し同行出来るよう求めます。

運営委委員会も公開し、傍聴出来るよう求めます。

琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民 酒井隆

771 酒井隆氏

淀川水系流域委員会 各位

第57回委員会河川管理者提供資料

審議資料4-4-2現地視察行程～桂川（保津峡・嵐山）・宇治川・琵琶湖ルート～（案）場所
⑥鹿跳橋視察前に喜撰山ダム（関電）を加えて下さい。又、喜撰山ダム環境アセスメント資料も
提出して下さい。

琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民

酒井 隆

「川を流域住民（あなた）がとりもどすための全国シンポジウム 徳島宣言 別紙

「川を流域住民（あなた）がとりもどすための全国シンポジウム 意見書 別紙

川を流域住民が取りもどすための全国シンポジウム

徳島宣言

「川を流域住民が取りもどすための全国シンポジウム」が、2007年8月11日、12日に、吉野川第十堰の保全を求める住民の意思が表明されている徳島市で開催された。

このシンポジウムは、1997年の河川法改正以来、河川行政に流域住民の意見を反映させてきた試みが急に方向を転じ、再び河川官僚が中央集権的に河川行政を進めることに危機感を覚えた、川を愛する人々が結集して開かれたものである。

シンポジウムでは、以下のことが話し合われ、確認された。

1. 川は、森と海とをつなぎ、豊かな自然環境・生物の多様性を育んできた。人々は、その川から多大な恵みを受けるとともに、災害という川との緊張関係の中に、日々のくつろぎや労働のよろこびを刻み、その記憶を何世代も継承し、川文化を形成してきた。すなわち、川は流域社会のすべての住民にとって共通の財産として大切に保存し維持されるべき重要な社会的共通資本である。
2. 川は住民にとって運命共同体の場である。そこから、川の上下流や左右岸で利害が対立することがあっても、相手の立場を思いやる精神で折り合い点を見つけ解決する、高度な流域自治の思想や文化が育まれてきた。
3. 明治時代以降の近代化と中央集権化の進展の中で住民と川との関係は薄れ、とりわけ高度経済成長時代以降は、川の諸問題はもっぱら治水・利水に限定した河川行政の管理下に置かれ、流域住民自らが川文化の形成に関わることが困難となってきた。
4. しかし、現在でも、流域住民と河川管理者が意欲を持ち、流域の英知を結集できれば、流域それぞれでの住民参加型の「真の治水」が可能である。特に改正河川法施行後の淀川水系流域委員会や武庫川流域委員会での長く忍耐強い活動は、どのような規模の川でも、住民参加型で自ら利害を調整する治水が行えることを示唆している。
5. 「真の治水」を実現するには、「地方分権」の理念のもとに、形だけではない真の住民参加による流域単位での河川管理と川を活用・運営する仕組みをつくる必要がある。
6. 人目につきにくい谷や河川敷などへ、廃棄物の不法投棄があとを絶たない。また、河川の改変・分断により、土砂の流下が阻まれ、極端な河床低下や海岸浸食が進み、大切な生態系は荒廃している。こういう河川環境の変化は、地域住民や漁業者でないと分からない場合が多い。大切な水を汚染から守り、川の生物多様性を保全していくためには、地域住民と河川管理者が協働する必要がある。
7. 地球温暖化にともなう海面上昇が危惧されている。海面が上昇すると、河口付近では洪水を流下できなくなり、現在の堤防では対応しきれない事態も予想される。行政はすでにハザードマップを作成し情報提供を行っているが、住民と情報を共有するレベルには至っていない。堤防の補強が完成するまでの自己防衛という観点からも、行政は住民との情報共有の場を作ることが必要である。
8. 現在の河川整備は、膨大な予算をともなうダムを中心とした治水・利水計画に固執し、非効率な公共投資のために税金の浪費が横行する結果を生んでいる。今後は、ダムのみに頼らない総合的な流域治水を考えて行かなければならない。

以上のことを踏まえ、私たち住民は川への関心が薄れたことを反省し、流域住民として川への関わりをもつことの重要性を再認識した。その関わりの場として、流域住民が自覚と責任をもって「流域委員会」をすべての川で立ち上げ、現在の治水・利水計画を再検討することを求めるとともに、新しい川文化を再構築し、継承していくことを、ここに宣言する。

2007年8月12日

川を流域住民が取りもどすための全国シンポジウム 参加者一同

(代表・シンポジウム実行委員会委員長・宇沢弘文)

川を流域住民が取りもどすための全国シンポジウム

意見書

現在の治水計画の合理性には疑問が大きい。すなわち、過大な人口増加と水需要を見込んだ無用の治水・利水計画に固執し、土砂の流下が阻まれ、極端な河床低下や海岸浸食が進み、大切な生態系が失われている。そして、森林の生育状況の変化を考慮せず、流出計算から基本高水を設定し、それをダムと河道に振り分けるという手法がとられている。しかし、その基本高水が過大であり、計画を達成するためには膨大な数のダムや巨大な放水路などを造る必要があり、環境、財政の両面から実現が不可能な状況にある。

一方、現実の水害では悲劇を生んでいる。2004年7月13日の新潟豪雨水害で見られたように、上流ダム群の洪水調節には限界があり、河道のいたるところで溢流氾濫し、人家の密集地で高い堤防が一気に破堤し、激流となって家屋を破壊し、逃げる暇もなく高齢者を中心として死者を出した。これは、現状の治水計画では、堤防を超える洪水が来たとき、溢れることを前提としていないために、どこで破堤するか分からず、破堤すると激甚な被害を発生させることを明らかにした。

1997年の改正河川法では、第3条に、伝統的治水工法である水害防備林が「樹林帯」として規定されており、溢れさせない治水から溢れることを前提とした治水への転換が期待された。しかし、改正河川法以来10年が経過したが、治水と環境を同時に満足させる「樹林帯」は、阿武隈川水系荒川や十勝川の一部で指定されただけで、むしろ残されてきた水害防備林が次々と伐採される現状にある。

今後は、基本高水にとらわれることなく、溢れることを前提とした治水を推し進めることが必要不可欠と考える。その場合、地形条件などによって、被害に遭うところと遭わないところがあり、平等を建前とする行政に対して厳しい課題を提起することになる。

しかし、なればこそ、住民参加が意味を持つと考える。流域住民に課題を率直に情報公開し、「意味ある応答」がされる開かれた議論に徹すれば、利害を異にする流域住民同士で、相手の立場や困窮度を理解し、思いやりや地域の連帯の精神をベースに流域住民の自己決定による治水へと発展させることが可能である。この決定方法は、河川技術者の技術者倫理にもかなうものであると確信する。

流域住民の参加による自己決定は、今までの淀川水系流域委員会や武庫川流域委員会で示されたように、改正河川法の中でも実行可能なことであった。しかし、改正河川法に定められた住民参加の枠組みには不完全な部分があるがゆえに、住民が参加する流域委員会が中断され、開きおくだけの場に変質している。

以上を踏まえ喫緊の課題として、以下の措置を講じることを要求する。

1. 洪水が堤防を溢流しても壊滅的な被害を発生させないために、樹林帯の保全・整備をはかるとともに、溢流しても破堤しない、比較的安価な堤防強化法を開発することを求める。
2. 流域住民参加による「流域自治」の治水をさらに発展させるためには、再度河川法を改正して、河川整備基本方針はむろんのこと、管理・活用運営の基本方針まで流域住民参加で決定するように義務づけること、また、河川管理を都道府県の事務として河川管理の分権化を推進することを求める。
3. 「流域自治」の治水を目指す中で、森林の治水機能を無視することはできない。森林の治水機能は、良好な森林では豪雨時でも河川水が濁らないことに見られるように、定性的に明らかであるが、これを数値化していくことが求められている。国土交通省には林野庁や農林水産省と連携し、森林の治水機能を治水計画に積極的に取り組むことを求める。
4. 未完成のものを見直しを含め、ダム計画の検討を合理的、公正に進めるため、政府が今年の4月に導入した戦略的環境アセスメント（SEA）の適切な適用を速やかに行うことを求める。そして、総合的な流域治水計画の合理的、公正な検討のため、総合計画段階でのSEAの適用の推進も求める。
5. 流域住民から大きな疑問を投げかけられている公共事業について、技術者倫理にもとづき、真摯な態度で見直しすることを求める。

2007年8月12日

川を流域住民が取りもどすための全国シンポジウム実行委員会

(委員長・宇沢弘文)

①

淀川^{水系}流域委員会 新委員の皆様
活躍を期待しています。

奈良・月ヶ瀬 小山公久

A 私達は夏休み親子での水辺の自然観察会を
名張川・カントリーパーク大川にて7月と8
月2回行いました。地域での取り組みが大切
だと思います。川の様子や川に住んでいる生
物、水生生物はルーペや携帯用顕微鏡での観察、
双眼鏡での野鳥観察、植物観察、昆虫観察等
色々できました。又、定期的に行っている水
質調査も合わせて実施いたしました。

新委員の皆様とりわけ「人文、経済、社会
等」の分野の皆様の活躍に期待しています。

どうもこの間の審議内容をうかがってま
す。歴史、文化についての報告が少なく
のび少ないかと感じます。

B 「川で遊ぶだけではない利用、川に活かす
ための利用を基本とし、地域固有の歴史、文化
を活かした……施策案を管中内容にしっかりと盛りこ
んで下さい。」⁽²⁾

* 参考までに、今日の大川での観察会での「歴史、文化」資料も
載せて下さい。

※すでに611と623で私の意見は述べてます。②

C 例えばオオサニニヨウがどうして、川上川と前深瀬川流域に、日本最高密度で生息しているのか。その理由を明らかにせず、水没予定地内にいた他数を上流部に強制移転させてしまい、たいぶ死滅させてしまっているにもかかわらず、再検討も、評価もなされていない。ましてや、この間の研究報告も私達要求していてもかかわらず公表されていないし、説明に怠りようとしている。国家予算も使っているから、研究の名で行っている事は虐待そのものではないでしょうか。

D 釜生、青蓮寺、比奈知カムを作った影響はオオサニニヨウのオオにどうあったのか調査してまたのか質問したい。生息しているのか、いなかったのか? 私達、大和高原でも昨年、集落にまよって来た犬をオオサニニヨウのオオを地区の人は、自然に返してやっています。

近畿地方整備局に一番望む点

教えて下さい; 資料は国が持っているのを

⑤

ゆとりにして話しを進めたいのに、手持ちの資料すら明らかにしてくれない。登城、反村以前の段階で、時間は終ってしまふ。

例えば、「木津川^上流域住民対話集会」せつかく、^{6回}一所懸命に対話して、チェックリストとして提案書が提出されたにもかかわらず、誠意を対応と、説明がほとんど全部と行って良いほどなされてきていない。と思います。そして失望。

進行役を務められた桑子敏雄先生は、この点も予見されておられたか、「集会のタイムとして、

- 1 行政アリアイづくり集会
- 2 住民不満ガス抜き集会
- 3 行政説明「ご理解いただく」集会
- 4 言いっぱなし、聞きっぱなし集会
- 5 住民意見提出集会
- 6 住民提案行政対応集会
- 7 合意形成達成集会

集まりが少なくていいとしたか、採点は？ これからですので、整備局は説明して下さい。ね



猫淵とスッポンに乗るお地藏さん

伊賀市千野の花壇神社前を流れて花前川が治田地区を白拍子橋から名張川(五月川)に流れこむ。その合流地点の岩に大きなお地藏さんが彫られてあるのが、対岸の奈良県側の山添村大川から良く見えます。この淵は『猫淵』と呼ばれており、又このお地藏さんはスッポンを踏んづけておられます。不思議ですね。

大川(おおこ)の渡し(渡船場)

ここは昔は伊賀と大和を結ぶ重要道路として栄え、船頭さんが舟で人や荷物を渡していた渡船場であった。五月橋が架かって、さびれ昭和12年に舟は廃止になった。ずっと昔、美人に化けて、ここを通る通行人を水中に誘いこんで殺して食べてた猫がいたそうです。これを退治して、スッポンに乗っているお地藏さんを彫って対じ供養した。と言い伝えられています。奈良県側の淵は『かっか淵』と呼ばれているのは、『かっば』の住む淵という意味で河の主であるスッポンをさしての名であろうと土師の郷土史家、吉住勲元先生は『湯屋谷温泉を中心とする、さんば路四、大瀬映巡り』に記されておられます。

治田の地藏菩薩十王磨崖仏(伊賀市文化財-室町時代か?)

全長3・7m。台座の蓮弁から光背までいれると4・3m。伊賀最大の磨崖仏。地藏仏の向かって左に閻魔王、右に泰山王。さらに左側の岩には十王像と供養者像?

白拍子(しらびょうし)の滝と静御前伝説

源義経が伊賀市押久保の長浜新平家の床下に1か月隠れた時、夫に一目会いたいと捜しもとめて、この滝の上流の滝で祈願されたと言われられています。

お互いに逃亡の身で再会できず島が原を通過して京都に去っていった。

妻、静御前はもとは舞いを舞わせれば天下一と言われた白拍子であったので、この滝を白拍子の滝と言われられています。今ここに架けられている吊り橋は、この伝承によって白拍子橋と名付けられています。

大川遺跡

この河原は縄文時代早期(9500年前)から後期(3500年前)にかけての縄文土器や石器、住居跡、野外炉跡などが発掘されて現在、たて穴式住居が復元され、公園カントリーパーク大川として整備されています。

最近の研究で大川遺跡から発掘された石器を詳しく調べ始めたら旧石器が発掘されていた事がわかった。

伊賀地方では、比土遺跡から瀬戸内技法で作られた翼状剥片1点と、川上川ダム建設予定地である青山の古薬跡からナイフ形石器2点が出土している。旧石器時代の遺物は数少なく大層貴重な物です。旧石器時代から人がこの地にいた証拠です。

大和高原文化の金 小山公久

『基本高水の確率計算（あるいは無知団）』＝確率計算における河川局の煩悶＝
2007年8月27日

自然愛・環境問題研究所 代表 浅野隆彦

* はじめに *

此処2、3年「社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針審判委員会」が精力的に開かれ、全国の一級河川における「河川整備基本方針」を瞬く間に決めていって、多くの河川で治水の目標値とも言うべき「基本高水ピーク流量」を「工事実施基本計画」の数値をそのまま踏襲する暴挙に出ています。「確率論」そのものはヨーロッパにおいて、「賭博」で儲けるにはどうすればよいかを賭博好きの数学者が考えたことから発展してきましたが、日本では国の官僚達によって、彼等が作った政策・方針が如何に「確からしい!」か、信じさせようとして利用されているのか実態なのです。

当初、この意見書は第70回河川整備基本方針審判委員会は提出された「修正資料」のデータなどの詳細内容を得て、「河川水系の基本高水確率計算における確率計算手順のバグ」と題し、具体的に定量的な批判を加えようと考えていました。そのため8月2日付けで近畿地整 河川計画課長宛に「意見書」を送り、回答を待っていたのです。しかるに15日を過ぎても梨のソブテであったので、課長あてに電話催促をしました。(8月17日) 居留守のようでした。今課長補佐が応対してくれましたが、結局、これまで放置しておいた上で「情報公開法に基づき、開示請求手続きを行って欲しい。」の態度を変えず、放置してきた事を諷刺もしませんでした。

上の「修正資料」の審判内容は本来「審判委員会」のホームページに「結論」が公開されているものの「説明資料」であり、付属物なのであります。これは「河川水系の流域住民の生活に直結する、治水計画の判断に資する資料」であるから「常時閲覧」の窓口置くべきであります。

以上のような近畿地整の態度は国民に対して「説明責任を果たす」姿勢からは程遠いものであり、まだまだ「静謐を隠したい」姿勢なのであるかと疑われるものであります。

上記のような事情のため、この意見書では「確率計算の定理から」と「<流量データによる確率に基づく流量の検証>を検証する」という2項目に留め記述いたします。(本文では丁寧語を使用いたしません)

1) 確率計算の定理から

* この意見書においては、雨量観測や流出解析などの問題点、誤差などは目を瞑っている。*

a. 基本高水選定の手順

現在台端の手扱は、以下のようにされている。

- ① 河川に基準点を設け、その下流の重要度を考量し、計画規模を定める。
- ② 過去の降雨データを検討し、各年の流域平均(2日間または24時間)最大雨量を多数確率紙に「ヘーズン・プロット」し、近似的に「グンベル分布」の分布曲線を推定する。
- ③ 多数確率紙上にプロットされた点を通る最適な直線を引き、Y軸の計画規模に対応する確率(例えば、河川水系・枚方地点 1/200=99.5)の目印から水平に引いた線との交点から垂直線を引くと、X軸との交点が計画雨量が見出せる。
- ④ 10洪水程度の流域平均「ハリエトグラフ」を計画雨量に引き伸ばし、時間分布、流域分

布の特異な動きもを棄却することもある。

- ⑤ 計画雨量引き伸ばされた場合の「ハイドログラフ」を使って、「流出分析」を行う。
1級川の多くで「貯留関数法」が用いられている。これにより「ハイドログラフ」が描かれ、ピーク流量が分かる。
ここには10洪水に1回の「ピーク流量群」が存在するが「最大流量値」をもって「基本高水流量」としてしまふ。

b. 上記の手順は「複合」している。

計画雨量を求めること（事象 A）から基本高水流量を求める（事象 B）ことは、確率計算は乗法の定理より、 $P(C) = P(A) \times P(B)$ となることを忘れてはならない。しかも「ピーク流量」群は確率分布しているので、単に平均値を基本高水に選ぶとしても河川を例にとれば、 $P(C) = P(A) \times P(B) = 1/200 \times 1/2 = 1/400$ となる。この流量確率は400年に1度あるかもしれない規模の洪水を意味しているのである。「ピーク流量」群の最小値は超過確率として1であり、最大値は0であることも確率分布の原則であって、揺るがす事案できない。最小値を採用する事ではじめて、計画規模に対応した雨量確率に1:1となるピーク流量確率を得ることになるのである。

c. ペテンを貫き、更なる不信を高めるのか？

河川局の中に数年前から以上の矛盾を気づき、修正の方向性生まれつつある。地方整備局の一部において、特に関東そして北海道の一部に「基本高水の選定に於ける合理性のある方法」が出来始めている。但し、それらの中でも最終に確率計算の原則として、平均値は超過確率（上側確率）として0.5を乗じなければならない事に気づいていない。

河川局は気づいていながらも「ペテン」を通そうとしているようにしか見えない。確率統計学を応用して「説明したい」と思うなら、学問的にマトモな方法を使うべきであろう。それが苦手ならば「既往最大洪水 $\times 1.2$ 倍」の流量を治水目標としてとりあえずの「基本高水」としておき、「治水計画の目的」に於ける整備方針は「いかなる大洪水においても、人命の損失と決定的な被害を避けることが出来る総合治水政策」にすれば良いではないか。

2) <流量データによる確率に基づく流量の検証>を検証する

- a. 確率分布モデルの夫々の1/200確率流量 [単位 m³/S] *筆着流取り値*
(次ページに小委員会資料として示す)

ゲンベル分布	12, 000.
平方根逆型最大値分布	12, 800.
一般化極限値分布	13, 100.
対数ピアソンIII型分布 (原標本)	13, 700.
同上	分布 (対数)
同上	分布 (対数)
対数正規分布 (岩井法)	14, 200.
同上	(3母数クオンタイル法)
同上	(3母数積率法)
同上	(2母数L積率法)

同上 (2母数積率法).....17, 476. 合計 143, 076. QT
 b. 平均値 μ と標準偏差 σ を求める

平均値 $\mu=1/10 \times 143, 076$. (確率流量の合計) =14, 307.
 標準偏差 $\sigma=\sqrt{\sigma^2}=\sqrt{2, 421, 640}$. =1, 556.
 分散 $\sigma^2=1/10 \{ (12, 000.-14, 307.)^2 + (12, 800.-14, 307.)^2$
 $+ (13, 100.-14, 307.)^2 + (13, 700.-14, 307.)^2$
 $+ (13, 900.-14, 307.)^2 + (14, 200.-14, 307.)^2$
 $+ (14, 400.-14, 307.)^2 + (15, 300.-14, 307.)^2$
 $+ (16, 200.-14, 307.)^2 + (17, 476.-14, 307.)^2 \}$
 =2, 421, 640.

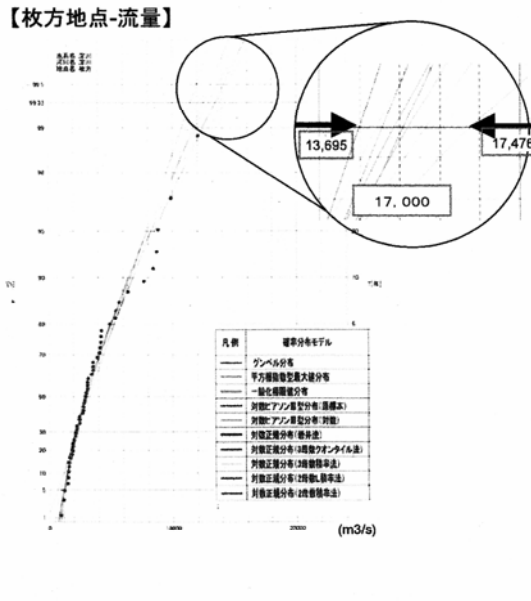
c. 確率の正規分布から枚方地点の1/200確率流量を検証する

$\mu + 1\sigma = 14, 307. + 1, 556. = 15, 863. \approx 68\%$ の確率
 $\mu + 2\sigma = 14, 307. + 2(1, 556.) = 17, 419. \approx 95\%$ の確率
 以上を見れば、1/200確率流量での17, 000. m³/sは凡そ5%の超過確率を有している事が分かる。乗法の定理より、 $P(C) = P(A) \times P(B) = 1/200 \times 5/100 = 1/4000$ 即ち、淀川の基本高水量17, 000. m³/sは4000年に1度、起こるか起こらないかの確率にあるのである。

資料 - A.

③ 流量データによる確率に基づく流量の検証

- 昭和27年から平成16年の流量データによる確率に基づく流量から検証
- 枚方地点の1/200確率流量は13, 695m³/s~17, 476m³/s



※平成17年10月3日小委員会「資料2-2/P9」流量確率による検証①の修正

(3)

淀川水系流域委員会 御中

意見

(第58回委員会8/29傍聴者発言 要旨)
琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民
日本防災士機構 防災士 酒井 隆

検証 「防災の日」を向かえて！

「津波(TSUNAMI)」情報 弱者(流域関係住民)に視点を！
みなさま 先般、到来したペルー沿岸地震による津波情報です。

気象庁 | 津波(予報TSUNAMI) 予報

地震の発生日時 平成19年8月16日08時41分
震源地 南米西部
深さ 約30km
マグニチュード 7.9

【平成19年8月17日01時05分】発表

津波情報1号

津波到達予測時刻・予想される津波の高さ

各地で異なる (略) 津波の高さ 0.5m

なお、場所によっては津波の高さが「予想される津波の高さ」より高くなる
可能性があります。

気象庁 | 津波予報

平成19年08月17日13時00分 気象庁地震火山部

津波予報の発表状況 津波予報を全て解除しました。

津波予報本文(略)

詳細情報は、気象庁ホームページ参照願います。

以上が経過であります。

最近、国土交通省近畿地方整備局管内において、各地方整備局でも前例がない
事態が発生しました。平成19年3月31日午前中、大阪市内の淀川下流域に
おいて津波情報提供設備が誤動作により、淀川下流域一帯に設置されている河川
管理者用のスピーカーから「津波予報」に関する誤った情報が1時間程度流れ
る事態が発生しました。この件については、近畿地方整備局に対して布村局長
、谷本河川部長、吉田淀川河川事務所らに事故説明、責任を追求をしています。

(淀川河川事務所HPを参照して下さい) <http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp>

以後、「津波情報提供に関する検討会」が設置され、河田恵昭(京都大学防災
研究所 巨大災害研究センター センター長 教授ら、4名の委員と河川管理
者で検討されてきました。流域委員会は、全国に先駆けて国が住民の生命、財産、
安全、安心の政策見直しのため、検討会の議事録を早急に審議されることを要請
します。(淀川河川事務所HPを参照して下さい。同上、アドレス)

従来の災害情報伝達方法、対応システムを改革し柔軟、適切な洪水情報、土砂災害津波情報、地震情報、津波情報等、情報開示、避難呼びかけを地域関係住民と協働した減災危機管理体制を構築して下さい。

今回の津波情報について全国的に関心をもたれていますが、国及び自治体、関係機関、学会等も本格的な検証、議論、総括されておられません。

地形と津波特性として、都市乱開発による下流域人口、資産が集中する流域の大阪湾河口域氾濫のみならず臨海工業地帯、猪名川、武庫川、他の中小河川流域の関係住民への情報提供がされておられません。東海、東南海、南海地震被害、電気、ガス、水道等のインフラ、道路、鉄道、橋梁、都市型高層住宅、地下街、土地液状化、内水氾濫等の被害又、河川敷利用者被害も想定されており、被害損失は甚大です。かつ、想定外洪水が同時に発生した場合、ただ逃げろ と指示、勧告するのでしょうか。

淀川流域委員会ホームページ関連リンク先に日本地震学会等を加えて下さい。なお、自治体と災害情報をダイレクトに結ぶネットワークや気象庁、防災センター、研究機関、民間の情報センター等も設立されつつあり、人材の育成や教育機関との協働、連携、研究が必要になっています。これらについて、淀川水系河川整備基本方針は、淀川下流域関係住民の不安や意見は、ほとんど審議されていません。住民意見を反映させ国交省審議会「社会資本審議会河川整備基本方針検討小委員会」及び分科会に差し戻し、再審議と見直しを要請します。